

藍住町空家等対策計画

平成31年3月

藍住町

■目次

第1章 空家等対策計画の趣旨	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 対象地区	3
5. 対象とする空家等の種類	3
第2章 藍住町の人口と空家等の現状	4
1. 人口・世帯数の推移	4
2. 住宅・土地統計調査による空き家の現状	6
3. 空家等の調査	8
(1) 実態調査	8
(2) 所有者等に対する意向調査アンケート	14
(3) 空家等情報のデータベース化	19
4. 空家等における課題	19
第3章 空家等対策における施策	20
1. 対策に関する基本的な方針	20
(1) 空家等の発生抑制と適切な管理の促進	20
(2) 空家等及び跡地の利活用に向けた取り組みの推進	20
(3) 管理不全状態にある危険な空家等の対策と抑制	20
2. 空家等の発生抑制と適切な管理の促進	21
(1) 所有者等への啓発と情報提供	21
(2) 相談体制の整備等	21
3. 空家等及び跡地の活用の促進	22
(1) 地域住民のニーズに応えた空家等及び跡地の活用	22
(2) 利活用可能な空家等及び跡地の流通促進	22
(3) 地域に応じた柔軟な対策の検討	22
(4) 関係法令等の遵守	22
4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処	23
(1) 措置の方針	23
(2) 措置の実施	24
(3) 必要な措置が講じられた場合の対応	25

5. 空家等対策の実施体制	27
(1) 相談窓口と実施体制	27
(2) 藍住町空家等対策協議会.....	28
(3) 関係機関等との連携	28
6. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項	30
(1) 他法令との連携	30
(2) 計画の見直し.....	30
資料編	31
1. 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	31
2. 藍住町空家等対策協議会の設置に関する要綱	36

※「空き家」と「空家」の表記について

空家等対策の推進に関する特別措置法の表記に合わせて「空家」と統一しています。ただし「住宅・土地統計調査」、「空き家バンク」については「空き家」と表記しています。

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景と目的

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が増加しています。空家等になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている建物は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等の多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。本町においても、空家等についての相談が地域住民から寄せられており、対策の実施が求められているところです。

この問題の抜本的な解決策として、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が公布され、平成27年5月26日に完全施行されました。法では、「空家等の所有者等※は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」（法第3条）と責務を課すとともに、市町村の責務として、「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」（法第4条）としています。

徳島県では、空家等の利活用、適正管理、除却などの様々な相談に対応するためのワンストップ型の総合窓口となる「『とくしま回帰』住宅対策総合支援センター」が平成28年1月末に開設されました。また、平成29年3月には、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「とくしま住生活未来創造計画（第3次徳島県住生活基本計画）」が策定されました。このように県及び関係団体が一体となって、空家等の対策を総合的に推進しています。

本町においても、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することにより、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目的として、この「藍住町空家等対策計画（以下、「空家等対策計画」という。）」を策定します。

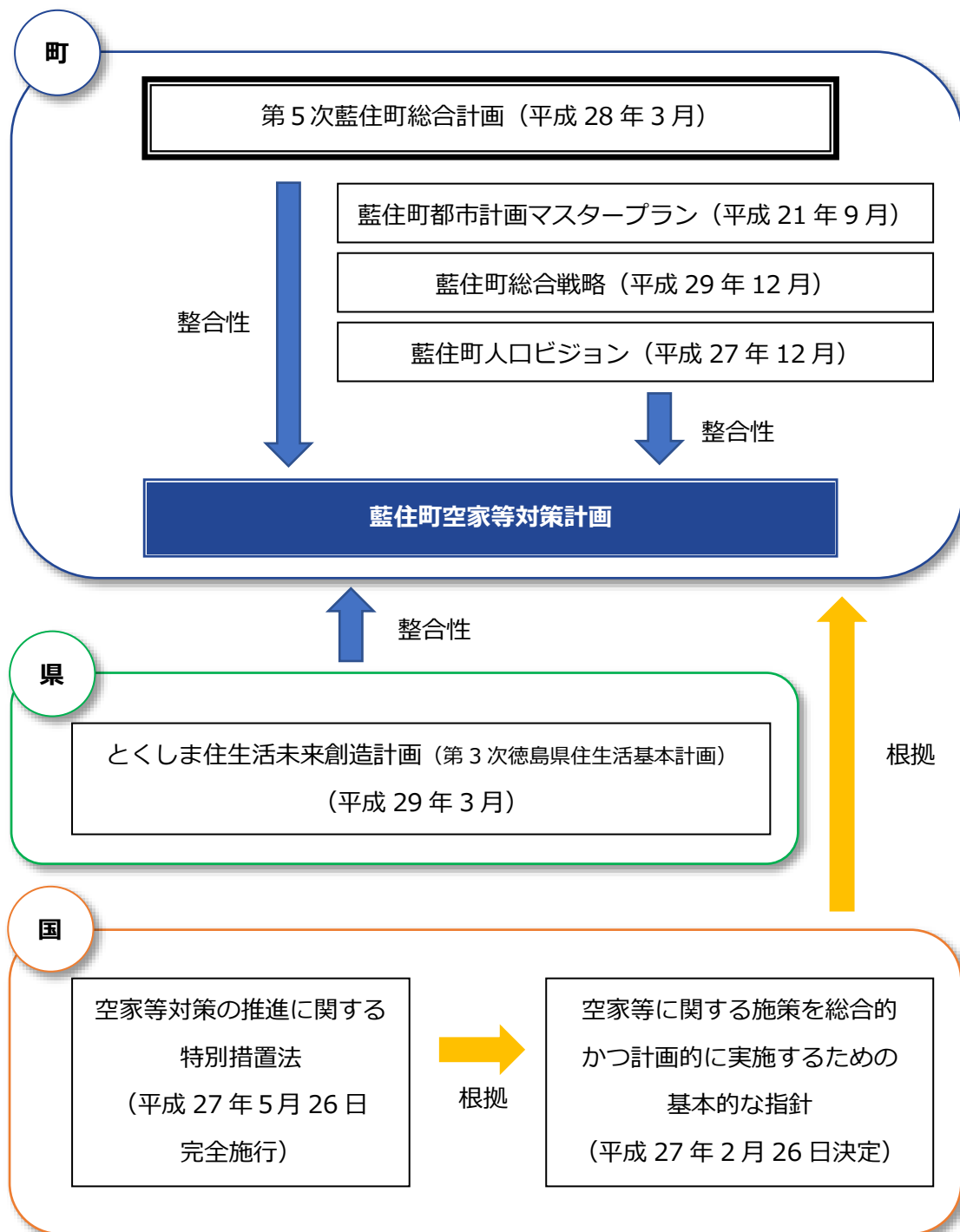
※「所有者等」とは

空家等の所有者又は管理者のことをいいます。

2. 計画の位置づけ

空家等対策計画は、法第6条の規定に基づき、国が定めた「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年2月26日決定）に即して定めたもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に策定します。

なお、計画の推進にあたっては、本町の上位計画である「第5次藍住町総合計画」や「藍住町都市計画マスタープラン」等の各種上位計画との整合性を図るものとします。



3. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、第5次藍住町総合計画の計画期間に合わせ、平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）までの7年間とします。なお、本計画は、今後の空家等対策計画の動向、社会情勢等の変化等に応じて適宜内容の見直しを行うものとします。

4. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は、藍住町全域とします。

5. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び法第2条第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点から空家等を除却した跡地についても対象とします。

法第2条第1項

○空家等

建築物[※]又はこれに附属する工作物[※]であって居住その他の使用がなされていないことが常態である[※]もの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

法第2条第2項

○特定空家等

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【用語の説明】

※「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造物のものを含む）、これに付属する塀等。

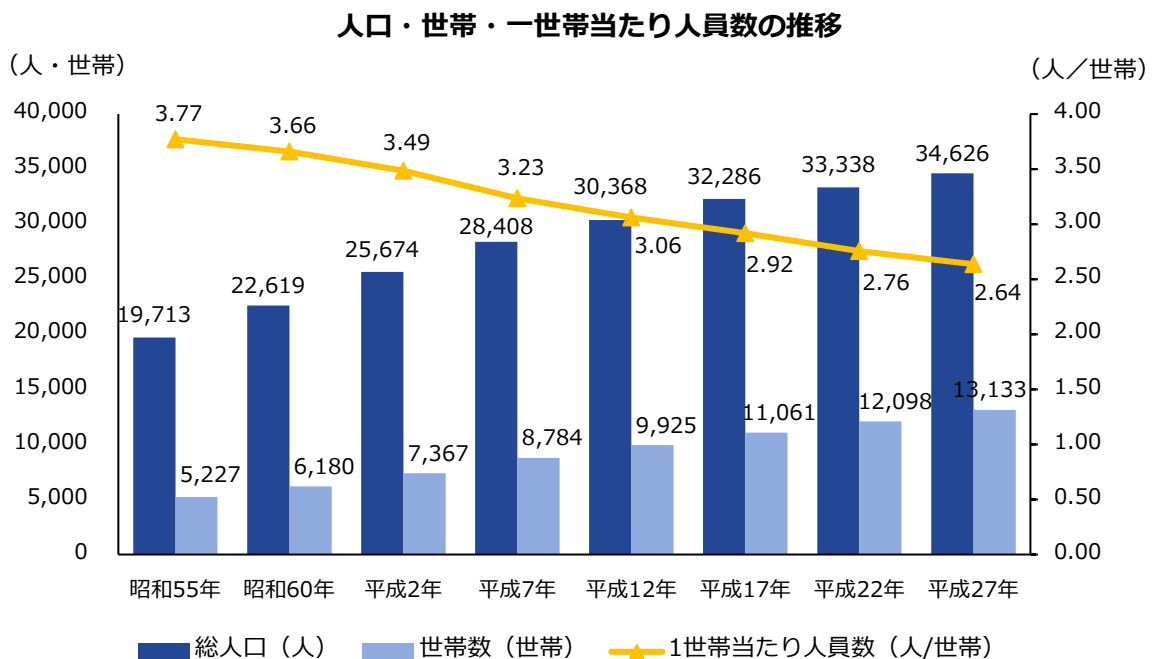
※「これに附属する工作物」とは、ネオン看板など門又は塀以外の建築物に付属する工作物。

※「住居その他使用がなされていないことが常態である」とは、概ね年間を通して建築物等の使用実績がない状態であること。

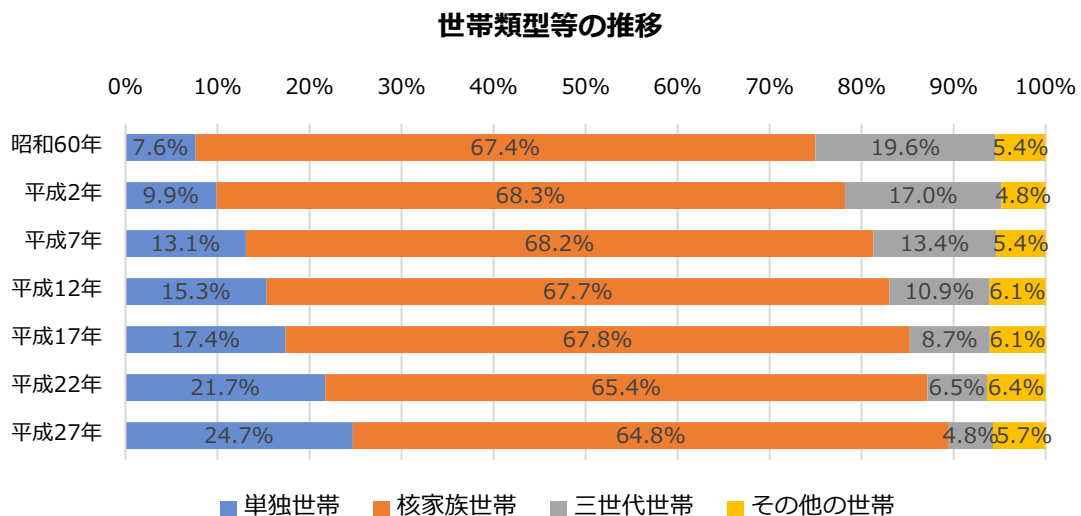
第2章 藍住町の人口と空家等の現状

1. 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、本町の人口と世帯数は、昭和55年から平成27年まで増加を続けています。しかし、一世帯当たり人員数は、平成27年には2.64人/世帯となり、昭和55年の3.77人/世帯と比較すると約30%減少しており、その原因として高齢者の単独世帯の増加等が考えられます。



資料：平成27年度国勢調査結果、第5次藍住町総合計画（平成28年3月）



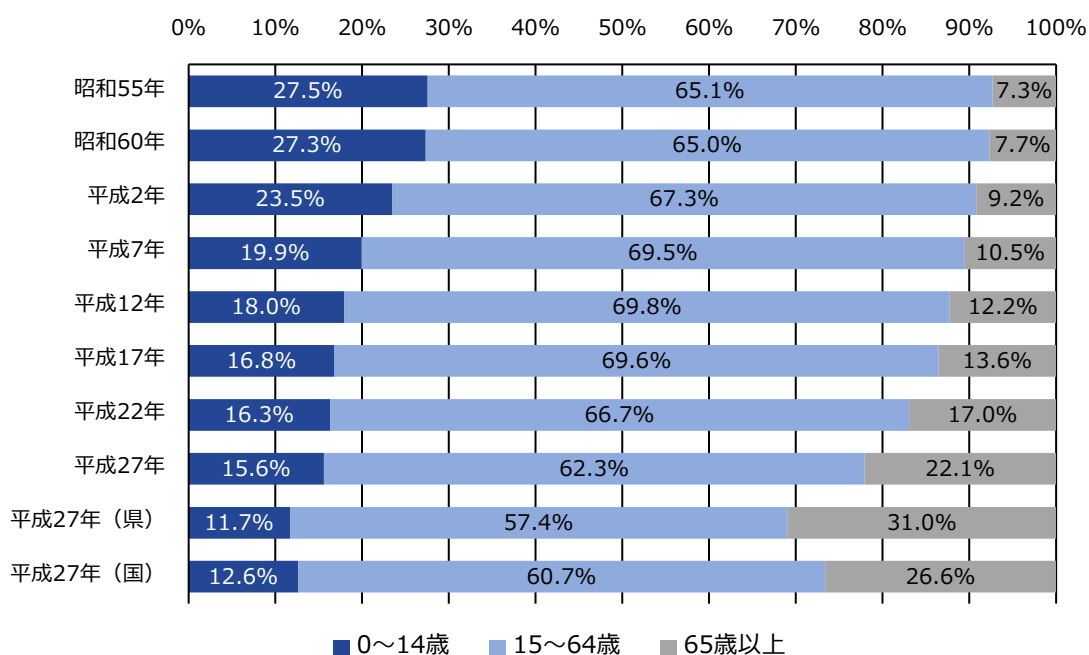
資料：平成27年度国勢調査結果、藍住町人口ビジョン（平成27年12月）

また、年齢 3 区分別の人口構成の推移では、0～14 歳の年少人口割合が徐々に減少し、65 歳以上の老年人口割合（高齢化率）が増加を続けており、平成 22 年からは老年人口割合が年少人口割合を上回りました。

全国平均や県平均と比較すると、年少人口割合と 15～64 歳の生産人口割合は高く、老年人口割合（高齢化率）は低くなっています。しかし、平成 17 年から平成 27 年にかけて老年人口割合が約 1.6 倍に増加していることから、今後も高齢者の増加及び高齢化率が高くなっていくことが予想されます。

第 5 次藍住町総合計画では、平成 37 年（2025 年）の人口目標を 36,000 人と定めており、人口は増加する見込みとなっていますが、高齢化が進んでいる現状では、空家等が増加する可能性があります。

人口構成の推移



資料：平成 27 年度国勢調査結果、第 5 次藍住町総合計画（平成 28 年 3 月）

2. 住宅・土地統計調査における空き家の現状

総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」によると、平成25年の全国の総住宅数は6,063万戸、空き家総数は約820万戸で、空き家率は13.5%となっています。その内、二次的住宅※と賃貸又は売却用の住宅を除く、その他の住宅※数は318万戸で、空き家率は5.3%となっています。

徳島県の総住宅数は364,900戸、空き家総数は64,000戸、空き家率は17.5%となり、その他の住宅の空き家率は9.9%となっています。

本町の総住宅数は14,400戸、空き家総数は1,860戸、空き家率は12.9%となり、その他の住宅の空き家率は5.8%となっています。

平成25年の全国及び徳島県との空き家数、空き家率の比較

	総住宅数	空き家総数		その他の住宅	
		戸数(戸)	空き家率(%)	戸数(戸)	空き家率(%)
全国	60,631,000	8,196,400	13.5	3,183,900	5.3
徳島県	364,900	64,000	17.5	36,000	9.9
藍住町	14,400	1,860	12.9	830	5.8

資料：住宅・土地統計調査

藍住町の総住宅数と空き家数、空き家率の推移

	総住宅数											
		空き家総数			二次的住宅		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅	
		戸数 (戸)	戸数 (戸)	空き家 率(%)	戸数 (戸)	空き家 率(%)	戸数 (戸)	空き家 率(%)	戸数 (戸)	空き家 率(%)	戸数 (戸)	空き家 率(%)
平成 15 年	11,470	830	7.2	70	0.6	540	4.7	80	0.7	140	1.2	
平成 20 年	14,040	2,040	14.5	80	0.6	730	5.2	50	0.4	1,190	8.5	
平成 25 年	14,400	1,860	12.9	20	0.1	1,010	7.0	-	-	830	5.8	

資料：住宅・土地統計調査

【用語の説明】

※「二次的住宅」とは、別荘等、週末や休暇時に避暑・避寒・保養等の目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅。また、普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りする人がいる住宅。

※「その他の住宅」とは、上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

資料：住宅・土地統計調査

3. 空家等の調査

本町では、空家等対策計画を策定するにあたり、空家等の実態調査と所有者等に対する意向調査アンケートを実施しました。

(1) 実態調査

■ 調査内容

- ・対象区域：藍住町全域
- ・期間：平成 28 年 11 月 15 日～平成 29 年 1 月 11 日
- ・対象建築物：戸建住宅、共同住宅、併用住宅、事務所・店舗、倉庫
(共同住宅については、すべての部屋が空室である場合に限り空家候補としました。)
- ・調査方法：「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（国土交通省住宅局/平成 27 年 5 月 26 日）ならびに「外観目視による住宅の不良度判定手引き（案）」（国土交通省住宅局/平成 24 年 6 月）を参考にしてランクを作成し、外観目視による現地実態調査を実施しました。この調査では、敷地外からの目視により空家等と思われる建物（以下、「空家候補」という。）を把握し、建物全軒数に対する空家候補軒数の比率（以下、「空家率」という。）を算出しています。

■ 調査結果

建物全軒数	13,476 軒
空家候補軒数	433 軒
空家率	3.21%

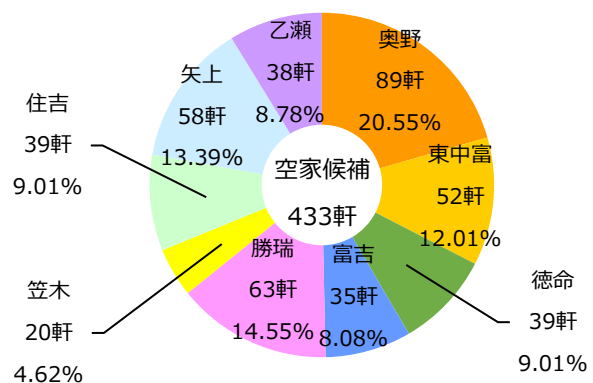


図 1 空家候補軒数 433 軒に対しての大字別の空家候補軒数

実態調査の結果、町全域の建物全軒数 13,476 軒のうち、空家候補軒数は 433 軒、空家率は 3.21%であることを把握しました。図 1 は、空家候補軒数 433 軒に対しての大字別の空家候補軒数を示しており、奥野が 89 軒（20.55%）と最も多く、次いで勝瑞が 63 軒（14.55%）、矢上が 58 軒（13.39%）、東中富が 52 軒（12.01%）であり、この 4 地区が空家候補軒数 50 軒を超えていました。一方、笠木が 20 軒（4.62%）と最も少ない結果でした。

①建物全軒数に対しての大字別の調査結果

表 1 大字別空家候補軒数及び空家率

大字名	建物軒数	空家候補軒数	空家率
奥野	1,893	89	4.70%
東中富	1,376	52	3.78%
徳命	1,554	39	2.51%
富吉	1,334	35	2.62%
勝瑞	2,183	63	2.89%
笠木	577	20	3.47%
住吉	1,777	39	2.19%
矢上	1,806	58	3.21%
乙瀬	976	38	3.89%
合計	13,476	433	3.21%

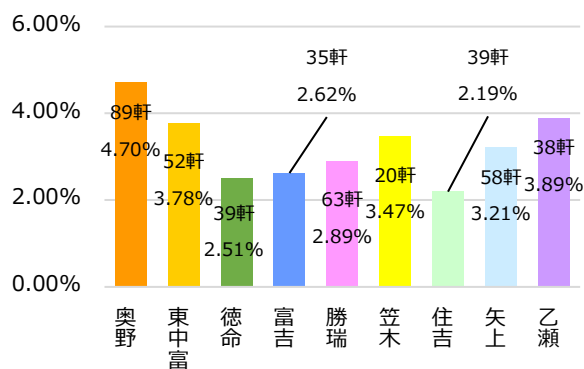


図 2 建物全軒数に対しての大字別空家率

表 1 及び図 2 より、建物全軒数 13,476 軒に対しての大字別空家率は奥野が 4.70%と最も高く、次いで乙瀬が 3.89%、東中富が 3.78%でした。一方、住吉が 2.19%と最も低い結果となりました。図 3 に地図上での大字別の空家率を示します。

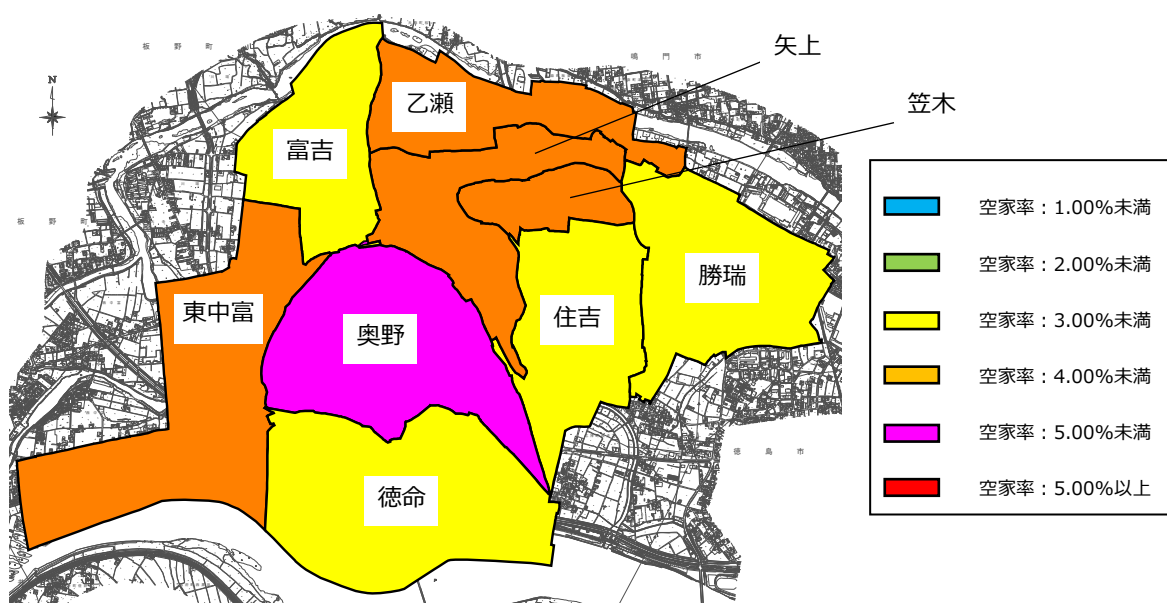


図 3 地図上での大字別の空家率

②危険度ランクの調査結果

表 2 危険度ランク表

ランク	内容
A	問題なし又は小規模の修繕により再利用が可能
B	管理は行き届いていないが、当面の危険性は少ない
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しい
D	倒壊の危険性が高く、修繕や解体などの緊急度が高い
E	倒壊の危険性が高く、解体などの緊急度が極めて高い

表 3 大字別の危険度軒数

大字名	A	B	C	D	E	合計	D+E	D+Eの 空家率
奥野	66	15	7	1	0	89	1	1.12%
東中富	43	9	0	0	0	52	0	0.00%
徳命	28	8	2	1	0	39	1	2.56%
富吉	30	3	1	1	0	35	1	2.86%
勝瑞	46	16	1	0	0	63	0	0.00%
笠木	16	3	1	0	0	20	0	0.00%
住吉	36	3	0	0	0	39	0	0.00%
矢上	48	9	0	1	0	58	1	1.72%
乙瀬	32	5	0	1	0	38	1	2.63%
合計	345	71	12	5	0	433	5	1.15%

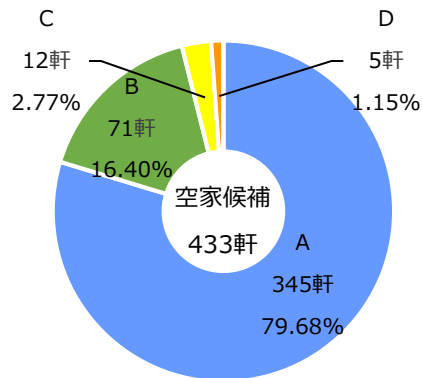


図 4 危険度ランク別軒数

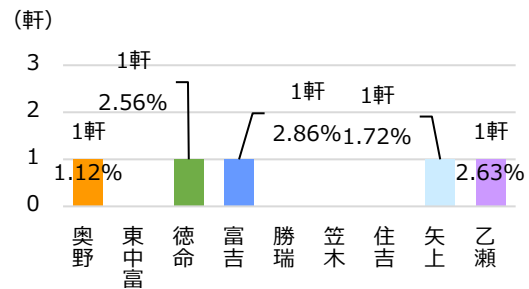


図 5 大字別の危険度が高い空家率

表 3 及び図 4 より建物自体の危険度ランク別では、A が 345 軒（79.68%）、B が 71 軒（16.40%）、C が 12 軒（2.77%）、D が 5 軒（1.15%）、E が 0 軒という結果でした。藍住町では、約 80%の空家候補の危険度が低いという結果でした。

表 3 及び図 5 より危険度が高い空家候補軒数は奥野、徳命、富吉、矢上、乙瀬の地区で各 1 軒ずつ存在し、合計 5 軒という結果でした。

③周辺への影響度ランクの調査結果

表 4 周辺への影響度ランク表

ランク	内容
A	管理されている又は周辺への影響度が低い
B	周辺への影響度が中程度
C	周辺への影響度が高い

表 5 大字別の周辺への影響度軒数

大字名	A	B	C	合計	Cの 空家率
奥野	76	11	2	89	2.25%
東中富	50	2	0	52	0.00%
徳命	34	5	0	39	0.00%
富吉	31	3	1	35	2.86%
勝瑞	52	11	0	63	0.00%
笠木	18	2	0	20	0.00%
住吉	33	6	0	39	0.00%
矢上	48	10	0	58	0.00%
乙瀬	30	5	3	38	7.89%
合計	372	55	6	433	1.39%

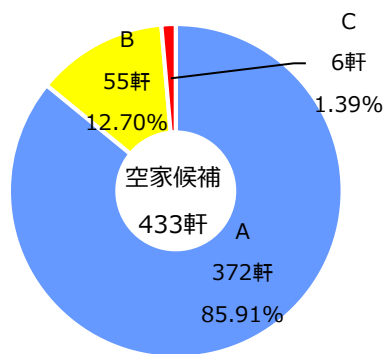


図 6 周辺への影響度ランク別軒数

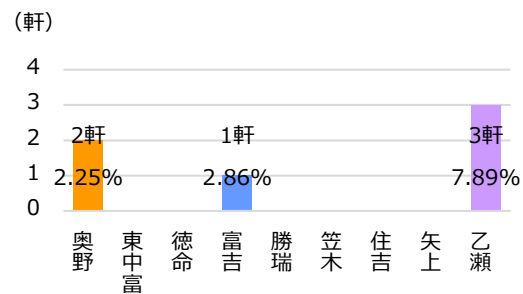


図 7 大字別の周辺への影響度が高い空家率

表 5 及び図 6 より周辺への影響度ランク別では、A が 372 軒（85.91%）、B が 55 軒（12.70%）、C が 6 軒（1.39%）という結果でした。藍住町では、約 86%の空家候補の周辺への影響度が低いという結果でした。

表 5 及び図 7 より周辺への影響度が高い空家候補軒数は奥野が 2 軒、富吉が 1 軒、乙瀬が 3 軒存在し、合計 6 軒という結果でした。

④総合判定の調査結果

表 6 総合判定ランク表

ランク	内容
A	問題なし又はあまり影響を及ぼしていない
B	多少の建物損傷又は周辺に影響を及ぼしている
C	建物損傷又は周辺に影響を及ぼしている
D	建物倒壊の危険性又は周辺に影響を及ぼしている
E	著しく建物倒壊の危険性又は周辺に影響を及ぼしている

表 7 大字別の総合判定ランク軒数

大字名	A	B	C	D	E	合計	D+E	D+Eの 空家率
奥野	72	13	2	2	0	89	2	2.25%
東中富	51	1	0	0	0	52	0	0.00%
徳命	31	7	0	1	0	39	1	2.56%
富吉	30	3	1	1	0	35	1	2.86%
勝瑞	56	6	1	0	0	63	0	0.00%
笠木	18	1	1	0	0	20	0	0.00%
住吉	38	1	0	0	0	39	0	0.00%
矢上	51	6	1	0	0	58	0	0.00%
乙瀬	32	5	0	1	0	38	1	2.63%
合計	379	43	6	5	0	433	5	1.15%

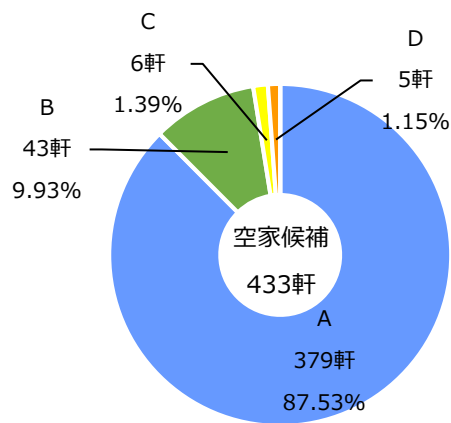


図 8 総合判定ランク別軒数

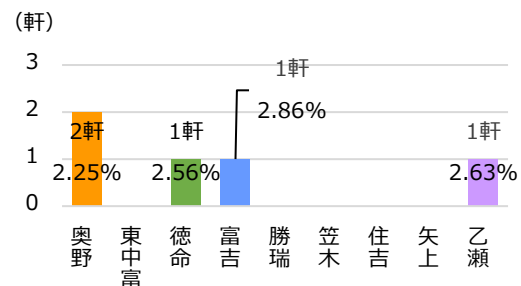


図 9 大字別の総合判定が高い空家率

表 7 及び図 8 より、「藍住町空家等実態調査業務報告書（平成 29 年 3 月）」による総合判定ランク別では、A が 379 軒（87.53%）、B が 43 軒（9.93%）、C が 6 軒（1.39%）、D が 5 軒（1.15%）、E が 0 軒という結果でした。

表 7 及び図 9 より総合判定が高い空家候補軒数は奥野が 2 軒、徳命が 1 軒、富吉が 1 軒、乙瀬が 1 軒存在し、合計 5 軒という結果でした。

(2) 所有者等に対する意向調査アンケート

■ 調査内容

- ・ 対 象：実態調査による空家候補の所有者等
(空家候補の判定が敷地外からの目視によるため、実際には空家等ではない建物や譲渡済みの建物の所有者等も対象に含まれている可能性があります。)
- ・ 期 間：平成 29 年 9 月 1 日(発送開始)
平成 29 年 12 月 20 日(返信期限)
- ・ 調 査 方 法：空家等の所有者等が抱える課題や意向を把握し、今後の利活用方法を検討することを目的とし、本調査用に作成したアンケート調査票を郵送にて送付・回収しました。なお、調査結果で示す構成比は、回答数の合計値に対する割合としています。

■ 調査結果

総数	433 件
返信件数	226 件
返信率	52.2%

① 対象住宅の現在の利用状況

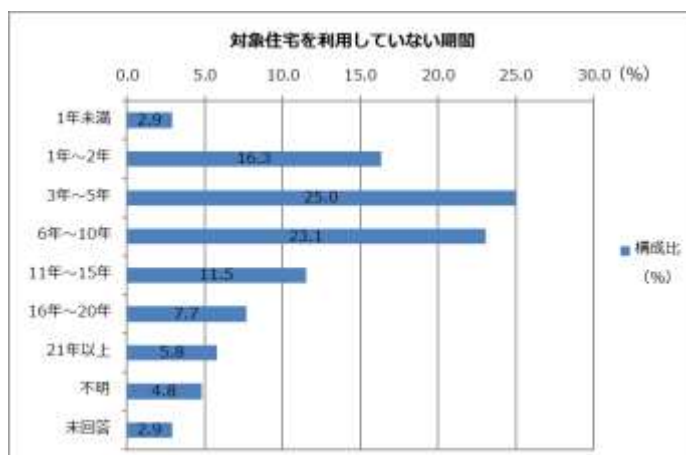
対象住宅のうち、33.8%が実際に「利用していない」建物であることが分かりました。次いで「物置、倉庫として年 1 回以上利用」が 18.7%、「時々過ごすための家(季節限定、正月やお盆などの短期間での利用または長期利用)」が 10.7%となりました。



以下の設問は、①で「自分若しくは家族や親族が常時住んでいる」、「貸家(入居者あり)」を回答した方以外の回答結果です。

②対象住宅を利用していない期間

対象住宅を利用していない期間は「3年～5年」が最も多く、25%を占めました。次いで「6年～10年」が23.1%、「1年～2年」が16.3%となり、比較的近年になってから利用されなくなったとの回答が6割を占めました。



利用されなくなってから期間が短い建物であれば、利活用の際に大規模な修繕を必要としないケースが多く、利活用の可能性がより大きいと考えられます。

③対象住宅に住まなくなった理由

対象住宅に住まなくなった理由としては「住んでいた人が死亡したため」が29.1%となりました。「住んでいた人が施設入所・入院したため」、「相続等により取得したが、居住者がいないため」、「相続人が決まらないため」と合わせ



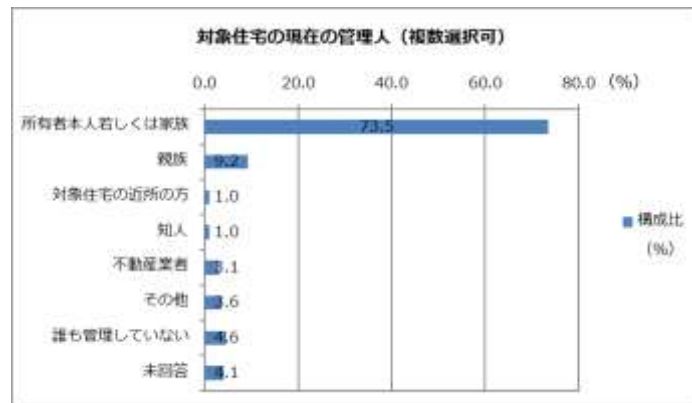
ると半数を占める結果となりました。住んでいた人が住まなくなった後、相続等の問題により次の所有者等が決まらず空家等となったことが考えられます。

また、「他所へ住宅を新築・購入し、転居したため」、「賃借人が転居したため」など転出により対象住宅が使用されなくなったという回答も多く見られました。その他では、「劣化が進んで、修繕しないと住めない」、「購入したがそのままになっている」といった回答が見られました。

④対象住宅の現在の管理人

対象住宅の現在の管理は「所有者本人若しくはその家族」が行っているとの回答が73.5%と最も多い結果となりました。

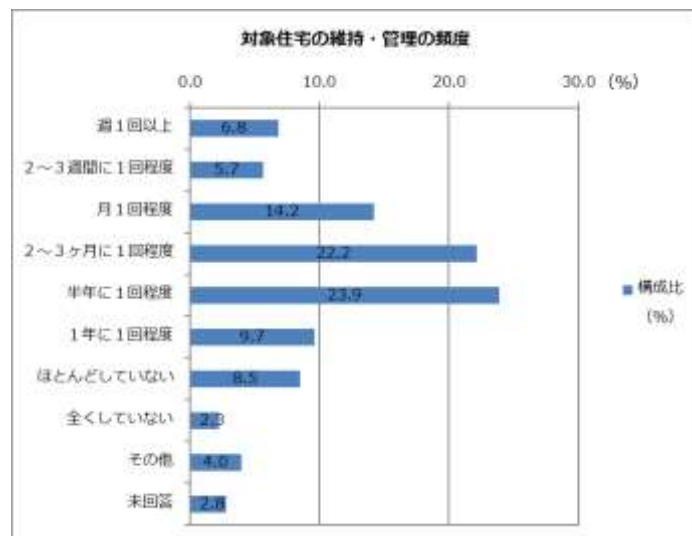
「不動産業者」や「対象住宅の近所の方」、「知人」といった第三者が管理を行っているケースはごくわずかであることが分かります。



⑤対象住宅の維持・管理の頻度

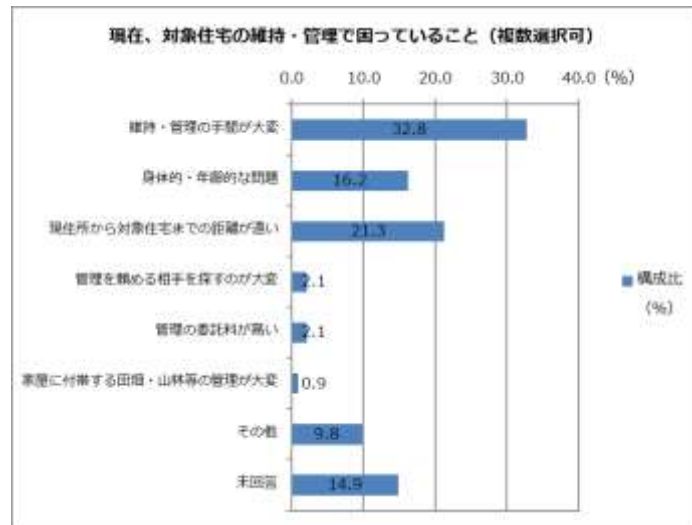
維持・管理の頻度については、「週1回以上」から「半年に1回程度」までを回答した方を合わせると72.8%となり、ほとんどの方が定期的な維持・管理を行っていました。その一方で、「ほとんどしていない」と「全くしていない」の回答が合わせて10.8%となりました。

空家等の問題を地域全体の課題として捉え、適切な管理について意識を高めていく必要があります。



⑥現在、対象住宅の維持・管理で困っていること

対象住宅に関して困っていることは「維持・管理の手間が大変」が32.8%を占め、最多となりました。また、「現住所から対象住宅までの距離が遠い」が21.3%、「身体的・年齢的な問題」が16.2%と、転出や高齢化により、所有者等

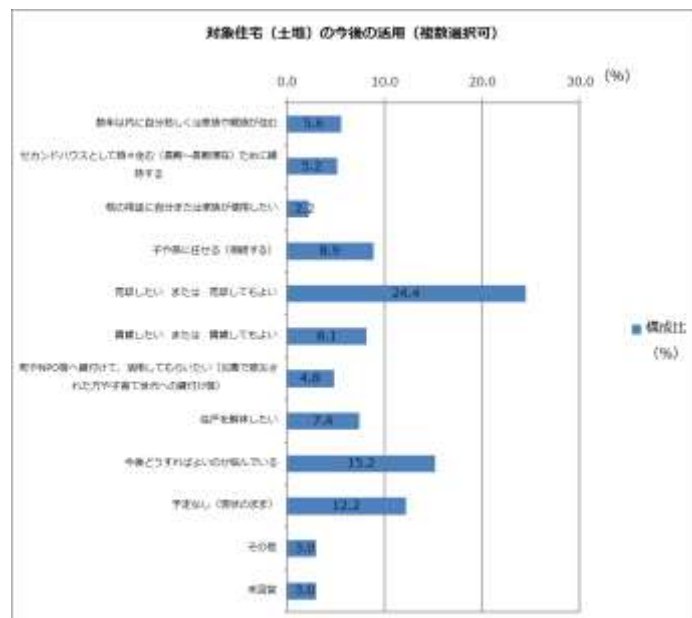


が単独で空家等の問題に対応することが困難であることが分かります。その他では、「今は管理できるが、今後は分からない」、「固定資産税の負担が重すぎる」といった回答が見られました。

⑦対象住宅（土地）の今後の活用

今後の活用について「売却したい または売却してもよい」が24.4%を占めました。

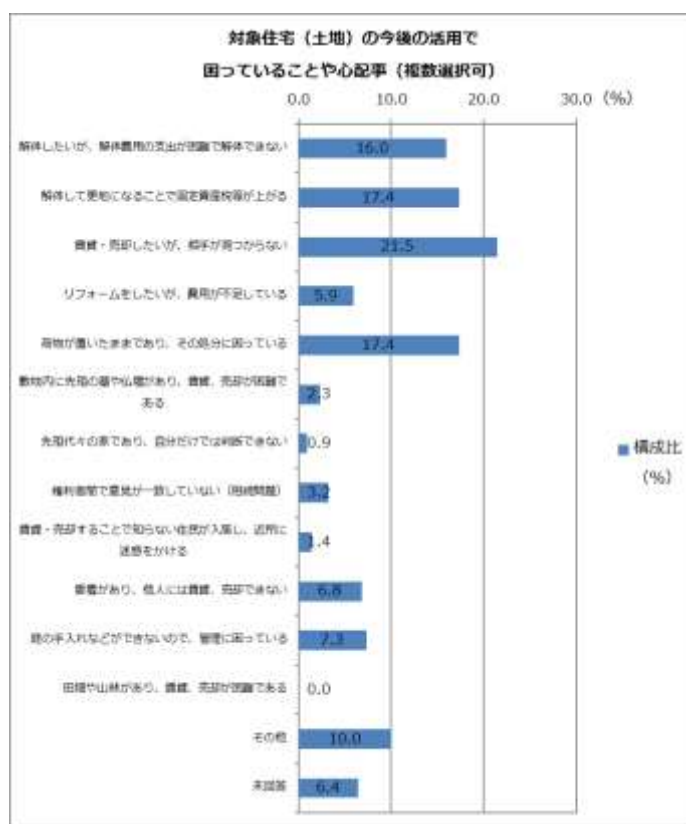
「住戸を解体したい」と回答した方の解体後の土地利用についても「賃貸」や「売却」を希望する回答が見られたことから、建物や土地の売却意向を持つ所有者等が一定数存在することが分かります。



また、「今後どうすればよいのか悩んでいる」が15.2%、「予定なし（現状のまま）」が12.2%となっており、情報提供や相談対応など、具体的な支援が必要であることが分かります。

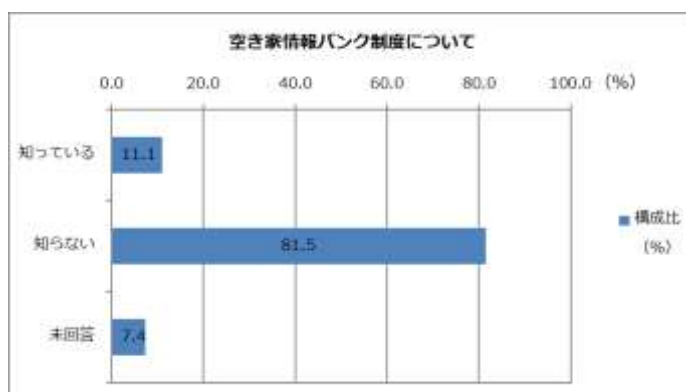
⑧対象住宅（土地）の今後の活用で困っていることや心配事

対象住宅（土地）の今後について、「賃貸・売却したいが、相手が見つからない」ため困っているとの回答が21.5%を占めました。また、「解体して更地になることで固定資産税が上がる」が17.4%、「解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない」が16.0%であることから、住宅の流通や経済面に関して困っていることや心配事が多いことが分かります。あわせて、「荷物が置いたままであり、その処分に困っている」が17.4%を占めました。



⑨空き家情報バンク制度について

回答者の81.5%の方が空き家情報バンク制度を知らないことが分かりました。今後、町では空家等を利活用する制度について検討を進めていきますが、所有者等に対して町から積極的な周知や情報提供を行い、空家等問題について意識啓発をする必要があると言えます。



(3) 空家等情報のデータベース化

空家等の実態調査結果及び所有者等の意向調査結果や、地域住民や関係機関からの連絡により取得した情報をデータベース化し、空家等の適切な管理の啓発や利活用対策、特定空家等への助言・指導等の推進のため、適切な共有と継続的な更新・管理に努めます。

4. 空家等における課題

前項までの現状分析や調査結果を整理したところ、以下の課題が挙げられます。

◆ 空家等の問題に関する所有者等の意識向上が必要

- ・本町では、現在のところ空家等の軒数は多くなく、危険な空家等もほとんどないため、喫緊の大きな課題にはなっていませんが、高齢化や意識の欠如に伴って、空家等が増加する可能性はあります。
- ・建物の所有者等は、将来にわたってどのように活用及び相続していくのか考えておくことが必要であり、そのために空家等の管理者である意識を啓発することが必要です。

◆ 空家等の所有者等に対して、適切な管理や利活用を促進するための支援が必要

- ・空家等の売買を希望する所有者等が多数存在することから、利活用が可能な建物の所有者等に対しては、有効活用を促す情報提供が必要です。
- ・所有者等にとって、家屋には経済的な価値以上のものが含まれており、荷物の整理が進まないことや家屋への愛着から、建物や土地の再利用が進まない現状もあります。経済的な支援策だけでなく、空家等を適切に管理し、活用していく取り組みや仕組みの検討も必要です。

◆ 管理不全状態にある危険な空家等に対する体制を構築する

- ・空家等の定期的な維持・管理を行っている方がいる一方で、維持・管理ができない、していない方が約1割存在します。
- ・今後、管理不全状態にある危険な空家等が発生した時の体制を構築する必要があります。

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

本町では、地域住民が安全で安心して暮らすことができる良好な生活環境を実現するために、以下の3項目を空家等対策の基本方針と定めます。

(1) 空家等の発生抑制と適切な管理の促進

空家等の管理は、所有者等が第一義的な責任を有することを前提としています。しかし、相続、転出などにより、空家等の所有者等となる可能性があり、所有者等のみで適切な管理を行うことには限界があります。空家等に関する問題意識を高め、空家等の発生を未然に防ぐことが重要であることから、県や関係団体と連携しつつ、空家等の適切な管理についての意識啓発や情報提供、相談体制の整備に努めます。

(2) 空家等及び跡地の利活用に向けた取り組みの推進

空家等の問題は地域全体の問題として捉え、地域住民の意見を踏まえた空家等及び跡地の有効活用がなされるよう努めます。関係機関や所有者等の柔軟な対応が可能となる体制を構築し、地域の良好な生活環境の保全に努めます。

(3) 管理不全状態にある危険な空家等の対策と抑制

管理不全状態で危険な状態にある空家等は、安全や衛生の観点から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性が大きいとされます。そのような空家等に対して、速やかに対応できる体制の構築を検討することで、危険な空家等の対策と抑制に努めます。

2. 空家等の発生抑制と適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則です。しかし、定期的な管理を行っている方がいる一方で、空家等の問題に対して十分に問題意識を持っていない方もいます。

また、所有者等が遠方に居住しているなど、高齢や経済的な事情、相続問題などから所有者等が単独で適切な維持管理をしていくには課題が多く、空家等に関する情報提供や助言・相談等の支援が必要になります。

所有者等による適切な管理を促進し、空家等が管理不全のまま放置されることを抑制するために、以下の取り組みの実施を検討します。

(1) 所有者等への啓発と情報提供

町広報誌及びホームページ等を通じて、空家等の発生抑制や適切な管理における所有者等の責務に関する啓発を図るとともに、空家等の所有者等に対して、相談会やセミナー、空家等に関する制度や補助等の情報提供に努めます。

(2) 相談体制の整備等

空家等の所有者等から寄せられる様々な相談に対応するため総合窓口を設置し、県、関係団体と連携した相談体制の整備に努めます。また、関係団体と連携した相談会の実施などにより、利活用及び適切な管理の促進を図ります。

3. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、関係団体や自治会等の地域との連携による幅広い利活用の提案などの実施を検討します。

(1) 地域住民のニーズに応えた空家等及び跡地の活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献に利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民への情報提供に努めます。

(2) 利活用可能な空家等及び跡地の流通促進

「空き家バンク」※などの空家等を利活用する新たな取り組みについて検討を進めていきます。その内容については中古住宅の情報提供を行う場を設け、流通市場の活性化を図ることを想定しています。

※「空き家バンク」とは

町内の空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みにより登録した物件を、利用を希望する方にホームページ等を通じて情報提供するものです。

(3) 地域に応じた柔軟な対策の検討

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、農産物加工所、地域の駐車場、公園など多様な対応の検討、提案に努めます。

(4) 関係法令等の遵守

過去に活用されていた用途以外で空家等を活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行います。

4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、町長は地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために必要な措置を講じます。

(1) 措置の方針

①措置の優先

特定空家等のうち、周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼすおそれが高いものから優先して措置を講じます。

②措置の事前準備

- ・ 地域住民や関係機関からの情報提供によって、特定空家等に該当するおそれがある空家等について町が把握した場合、所有者等を特定する調査を行います。
- ・ 所有者等にその空家等の現状を伝えるとともに、今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めます。
- ・ 所有者等によって改善する意向がない場合に、その空家等に対する措置を行うため、町職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握します。
- ・ 立入調査の5日前までに所有者等に対する事前の通知を行います。
- ・ 立入調査の結果を踏まえ、藍住町空家等対策協議会（以下、「藍住町協議会」という。）で意見を求めた上で、町が特定空家等の判断をします。
- ・ 特定空家等に該当するか否かを判断する際、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（国土交通省住宅局/平成27年5月26日）を参考にします。
- ・ 措置内容を決定するにあたり、藍住町協議会の意見を求めることとします。また内容の変更を行う場合は、適宜意見を求めることとします。

③特定空家等に該当しない危険な空家等について

上記②の特定空家等の判断の結果、特定空家等に該当しないと判断した危険な空家等については、その所有者等に対して適切な維持管理を促し、他法令等に沿って必要な措置が講じられる可能性がないか検討します。

(2) 措置の実施

①助言・指導

町長は、法第14条第1項の規定に基づき、4(1)②で検討した内容の措置を講ずるよう所有者等に助言・指導を行います。

②勧告

町長は、法第14条第2項の規定に基づいて所有者等に助言・指導を行っても空家等の状況に改善が見られない場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行います。

勧告を行う場合は、人の居住の用に供すると認められない家屋の敷地に対しては固定資産税等の住宅用地特例が適用されないことから、税担当部局と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知します。

③命令

町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じます。

町長は、命令をする場合においては、法第14条第4項から第8項及び第11項から第13項の規定に基づき、実施します。

④行政代執行

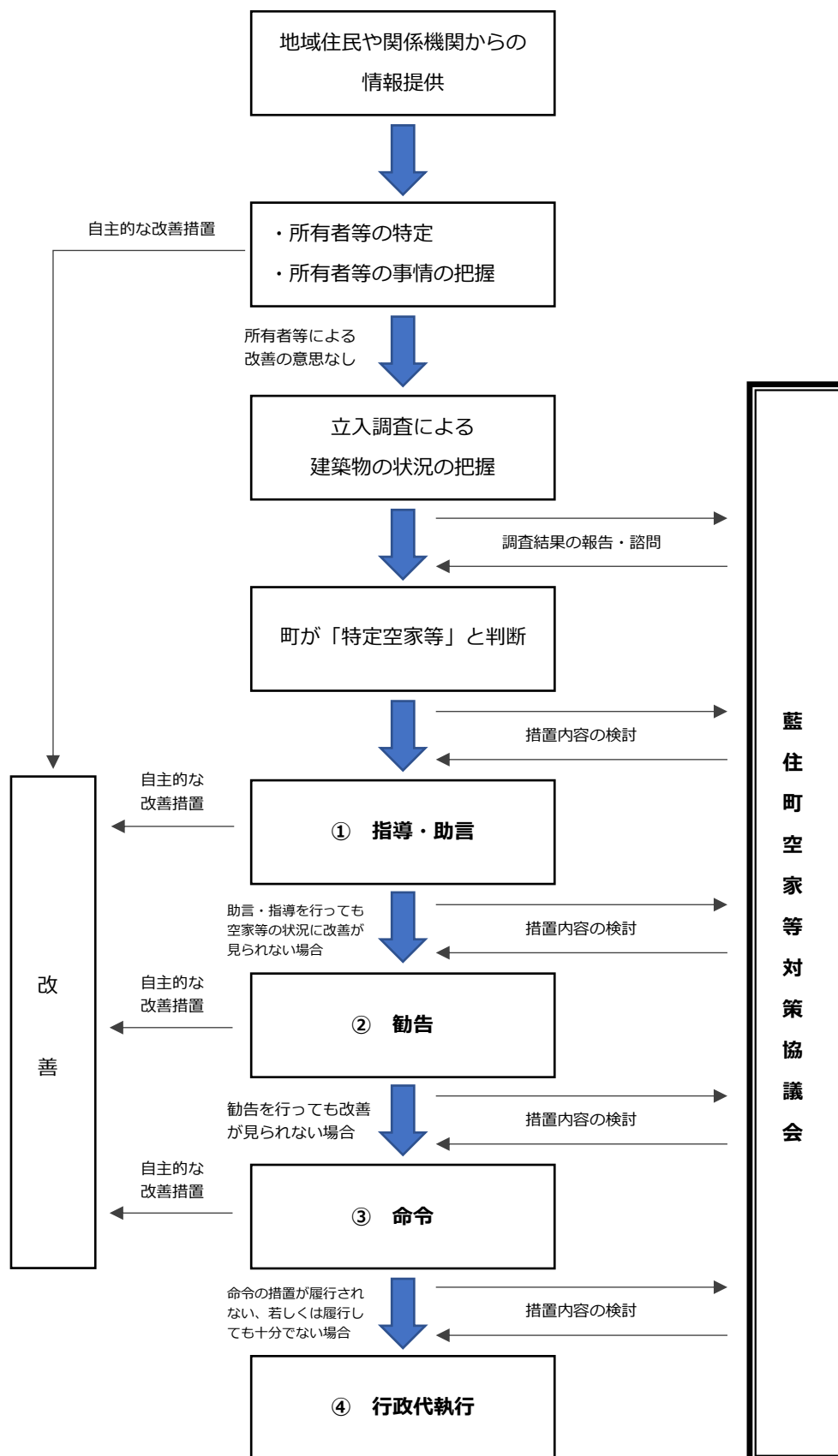
町長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行います。所有者等が確知できない場合は、法第14条第10項の規定に基づき、実施します。

(3) 必要な措置が講じられた場合の対応

特定空家等の所有者等が、助言若しくは指導、勧告又は命令に係る措置を実施したことが確認された場合は、当該空家等は「特定空家等」ではなくなります。勧告又は命令をしている場合には、当該勧告又は命令は撤回され、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、この特例の適用対象となります。

また、必要な措置が講じられた空家等の所有者等に対しては、「特定空家等」でなくなったことを通知するとともに、関係内部部局と藍住町協議会に報告します。

【特定空家等の対応フロー】



5. 空家等対策の実施体制

(1) 相談窓口と実施体制

空家等に関する周辺住民からの相談又は空家等の所有者等からの相談について、下表に示すとおり生活環境課を総合窓口として、空家等の状況や相談内容に応じて関係する担当課と連携を行い対応します。

課 名	役 割
生活環境課 (総合窓口)	■空家等全般に関する総合相談受付を担当します。 連絡先：088-637-3116 ・空家等の調査 ・措置及び対処の実施 ・藍住町協議会及びその他関係機関との連絡、調整 ・その他の施策全般 ■生活環境に関する事項に対応します。 ・適切に管理されていない空家等に関する相談（損傷、剥がれ、劣化など） ・空き地の雑草や樹木の繁茂 ■衛生上有害となる恐れのある事項に対応します。 ・害虫や害獣の発生 ・敷地内のごみの散乱や堆積 ■空家等の活用に関する事項に対応します。 ・空家等及び跡地の活用促進 ・空き家バンクに関する質問や情報提供
総務課	■防災や防犯等に係る安全に関する事項に対応します。 ・侵入や火災の危険に関する事項 ・災害対策及び災害時の応急措置等
税務課	■建物や土地の税に関する事項に対応します。 ・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応 ・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を庁内へ提供
建設課	■道路や都市計画に関する事項に対応します。 ・枝や雑草の張り出しなどによる町道への影響 ・空家等の倒壊による道路閉塞に関する事項

また、空家等の適切な管理や発生抑制には、地域と連携した空家等対策の取り組みが求められることから、庁内の関係部署、藍住町協議会及び関係団体とも連携、相談して空家等対策に取り組みます。

(2) 藍住町空家等対策協議会

①趣旨

空家等対策を実施するにあたり、対策に関係する部局が連携を図ることで、施策を効率的かつ効果的に展開するために設置します。

②所掌事務

- i 空家等対策計画の策定及び変更に関すること
 - ii 空家等対策の推進に関する条例の制定に関すること
 - iii 空家等実態調査に関すること
 - iv 特定空家等の認定に関すること
 - v 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用促進に関すること
 - vi 空家等の利活用の促進に関すること
 - vii その他空家等に関する対策に必要と認められること
-

③組織

町議会の議員、藍住町の関係課長、その他町長が必要と認める者としてします。

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する課題は多岐にわたり、そしてその相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家等対策を実施します。

■ 国

空家等対策計画の作成に要する費用の補助、空家等対策計画に基づく空家等の活用・除却等に要する経費の特別交付税措置

■ 県

技術的な助言の提供、空家等に関する対策の実施に要する費用の補助など財政上の措置

■ 「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター

空家等の利活用、適正管理、除却、リフォームなど、空家等に関する一般的な相談及び支援

■ 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、建物や土地の所有権移転に関すること

■ 不動産業者

所有者等の空家等利活用相談

■ 建設業者・建築関係者

空家等の解体、改修の相談及び対応

■ 警察

防犯パトロールによる空家等に関する情報提供、空家等が犯罪に悪用されないための対策

■ 板野東部消防組合消防本部

災害発生時の対策、応急措置等の対応

■ 自治会・自主防災組織・民生委員

新たな空家等の発生や取り壊し等に関する情報提供、地域コミュニティによる空家等及び跡地の利活用

6. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

(1) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適切に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあります。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図ります。

(2) 計画の見直し

計画が終了する平成 37 年度（2025 年度）に、期間や具体的な取り組み等の計画内容について見直し、計画内容の改定を行います。また、計画期間中であっても、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正等があれば、必要に応じて随時見直しを行うものとしします。

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。
(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 藍住町空家等対策協議会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき、藍住町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する条例の制定に関すること。
- (3) 空家等実態調査に関すること。
- (4) 特定空家等の認定に関すること。
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用促進に関すること。
- (6) 空家等の利活用の促進に関すること。
- (7) その他空家等に関する対策に必要と認められること。

(会長及び委員)

第4条 協議会は、会長及び委員を持って組織する

2 会長は、町長が委嘱又は任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する

5 委員の定数は15人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町議会の議員
- (2) 藍住町の関係課長
- (3) その他町長が必要と認める者

6 前号に掲げる者については、町長が委嘱又は任命する。

7 会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の会長及び委員は、再任されることができるものとする。

(専門委員)

第5条 協議会は専門の事項を調査する、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町長が必要と認める者を委嘱又は任命するものとする。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、協議会に関係者等の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行する。